

四日市市告示第182号

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業海外販路支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業海外販路開拓支援補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第133号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業者)</p> <p>第2条 この補助金の交付の対象となる者は、<u>主たる事業所（国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。）</u>を市内に有し、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、第2号及び第3号にあっては、当該法人の直接又は間接の構成員の2分の1以上が第1号に規定する者でなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 <u>第3条第1項第3号に掲げる事業においては、前項に定める者のほか、前項第1号を満たし、かつ、市内に事業所（実際に製品を製造している拠点であって、事務所や営業所等を除く。）を有する事業者についても交付の対象とする。</u></p>	<p>(補助対象事業者)</p> <p>第2条 この補助金の交付の対象となる者は、<u>主たる事業所</u>を市内に有し、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、第2号及び第3号にあっては、当該法人の直接又は間接の構成員の2分の1以上が第1号に規定する者でなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

(補助対象事業及び経費)

第3条 この補助金の対象となる事業
(以下「補助対象事業」という。)
は、交付決定後、当該年度以内に海外
で開催される見本市等(見本市、展示
会、商談会など名称の如何に関わら
ず、販路の開拓を目的として、自社の
製品や技術を来場者に対して展示し、
もしくは商談を行う催しをいう。以下
同じ。)に出展する事業で、次の各号
のいずれかの要件を満たす事業とし、
補助対象経費総額が10万円以上のものとする。

(1) 製造業を営む者が行う出展事業

(2)及び(3) (略)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする
者(以下「補助申請者」という。)
は、市長が別に定める期日までに、次
の各号に定める書類を添付し、四日市
市中小企業海外販路開拓支援事業補助
金交付申請書(第1号様式)を市長に
提出しなければならない。ただし、同
一見本市等の出展事業にかかる補助金
交付申請は、連続2年まで行うことが
できるものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

3 交付の対象となる事業者について、

(補助対象事業及び経費)

第3条 この補助金の対象となる事業
(以下「補助対象事業」という。)
は、交付決定後、当該年度以内に海外
で開催される見本市等(見本市、展示
会、商談会など名称の如何に関わら
ず、販路の開拓を目的として、自社の
製品や技術を来場者に対して展示し、
もしくは商談を行う催しをいう。以下
同じ。)に出展する事業で、次の各号
のいずれかの要件を満たす事業とし、
補助対象経費総額が10万円以上のものとする。

(1) 製造業を主たる事業として営む者
が行う出展事業

(2)及び(3) (略)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする
者(以下「補助申請者」という。)
は、市長が別に定める期日までに、次
の各号に定める書類を添付し、四日市市
中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付
申請書(第1号様式)を市長に提出しな
なければならない。ただし、同一見本市等
の出展事業にかかる補助金交付申請は、
連続2年まで行うことができるものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

市外にも事業所がある場合は、各事業所の従業員数の内訳が分かる書類を添付しなければならない。

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金事業計画書

1 申請者の概要

創業年月日	明・大・昭・平 年 月 日	業種	
資本金	千円	従業員数	
主要生産品目		一社の大企業からの	有・無
年間生産額	千円（輸出向 %）	50%以上の出資の有無	
窓口担当者	所属部署・役職・氏名	電話番号	e-mail アドレス

※従業員とは、補助金の交付の対象となる企業に直接雇用されている者（派遣社員等を除く。）をいう。

2 事業内容等

(1) 見本市等の内容

出展する展示会 (又は商談会等)の名称	
展示会 (又は商談会等)の特徴	
主催者の名称 及び代表者名	
開催地	
開催期間	
出展又は参加等の期間	
出展者見込数	
来場者見込数	

4 経費配分

(単位：円)

経費区分	事業費	補助対象 経費	積算明細 (詳細に記入すること)	補助申請金額
会場費				
現地通訳費				
輸送費				
広報・宣伝活動費				
専門家謝金				
旅費				
その他				
合計				

(注) 補助金額の合計は、千円未満の端数が生じないこと。

5 過去2年間の海外展示会出展実績

国名	展示会名	出展年月

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)